

食品の安全・安心リスクコミュニケーション（意見交換会） 『農場から届ける食の安全・安心』

日時：平成25年9月3日（火）

13：30～16：00

場所：メルカつきまち
（市民生活プラザホール）

講 演

「農産物生産段階でのリスク管理」

株式会社AGIC 代表取締役 田上 隆一氏

皆さんこんにちは。ご紹介をいただきました田上でございますが、勝手に自己紹介をいたしますと、農家の長男に生まれて、小さな農家なもんですから、農協に勤務しました。17年間おりました。今から22年前に、我が農協、農業をどうするかというテーマと同時に、一人ではできない農業の問題を全体で解決していきたいという思いから、いろんな人に呼びかけて、農業分野の問題解決のコンサルタントになりました。今も農業をやっております。ただし、それでは生計が成り立ちませんから、カサ・デ・ロサという農家レストランもやっております、家内と長男夫婦がお店を切り盛りしております。基本的には、家で栽培した米、野菜、果物を使うスペイン料理を出しております。特にお米の料理が中心ですので、パエージャ（パエリヤ）、それから自家製ジャガイモと玉ねぎのトルティージャ（スペインオムレツ）などがメインの料理として喜ばれております。

そこで思うのは、農家で、農場で食べてもらおうと非常に興味を持ってくれるということですね。そして、こちらがもっと驚くのは、食や農に関して何も知らない人が多いということです。当たり前のように農村に住んでいる方々でも、ほとんどの人は生産者ではなくて消費者ですから、農業のことがあまり分かっていない、ほとんど分かっていない。そして、それを話してあげると、感動的に受け止めてくれることがあるのです。そういった意味では、実は、私を含めてですが、すべての生活者の、食に関する情報があまりにも少ないのではないかという気がしています。それで、今は、本業と申しますか、力を入れていることは、多くの消費者に体感的に食や農を理解してもらうために、農家は何をすべきか、どうあればいいのか、あるべき姿

を求めて実践をしていこうということを考え、実践しています。

今日皆さんにお話することは、そういう背景を持つ私がこの10年ぐらい取り組んできたGAP（ギャップ）ということについてお話します。GAPは、今や日本の農業の世界でも浸透して、その言葉を知らない農家はあまりいなくなったということです。しかし、中身が充分理解されていないという面もあります。講演のサブタイトルを「農業をずっと続けて行くために」としました。基本は、農業をずっと続けていく努力の重要性が高まったからです。

今の、それなりのレベルの生活をして、この幸せがずっと続くこと、安全で安心というのはそういう意味合いだろうと思うのです。

今、ここにあるお水をいただきましたけど、これが飲めるのかどうか、化学的な検査をしてOKだから安心して飲める、というこういう短絡的な話、まあそういうこともありますけれども、現実には、日本で売られている水は基本的に安全ですね。お店で売っているもので安全じゃなかったものって、私の直接知る範囲ではありません。ところが、例えば海外旅行に行ったら危ないから気をつける、ホテルの水でも、ちゃんと封印してあるかどうかよく見てからにすべきです、というようにいわれることがあるわけですが、わが国においては、そういう話はまったくない、ということがまず前提だろうと思うのです。そうだとすれば、今のこの状態をずっと続けていくためには、生産段階では何があって、途中ではどういう管理がされて、そして消費する私たちが何に気をつけていったらいいのか、ということが問われているのだろうと思います。そのうちの、生産段階で今努力している話を少しでもお分かりいただいて、皆さんのお役に立てればと思います。

さあそこで、ジーエーピーの意味ですが、それは、グッド アグリカルチュラル プラクティス（Good Agricultural Practice）の略語です。グッドは当然「良い」ですね。アグリカルチュラルは農業の、プラクティスは、ピアノ・プラクティスと言えばピアノの練習、ピアノを弾くことそのことですね。アグリカルチュラル・プラクティスは、農業をやることそのことです。農業をやっている、そういう動作のことを含めて言いますね。GAPは、言ってみれば、良い農業の行いですから、生産者にはこれをやらしてもらわないと困る訳ですね。もちろん、これがやられていないという話は全然なくて、今言いましたように、農家の生産物が店頭に並んで売っている、これはみんな安全を担保されている訳です。つまり、そういう意味では、食の安全という範囲で言えば、良い農業の行いがされているわけです。そうじゃないものが果たしてどれだけありますか？それはないと思います。もしあると大事件になる、現状はこのように安全性

の高い水準だろうと思います。ところが、今、農業の政策の中でも、この10年ぐらい農林水産省は、農家にGAPの実践を推進しているのです。GAP、つまり良い農業をやれということはどういう意味なのか、ということについて少し触れてみたいと思います。

この図は、地球上の人口の推移です。何億年前から、ずっと省略して、二千年前、千年前の人口は変わらず、千年前でもこのレベル、10億人未満ということでした。ところが、直近の100年間のところで急激に伸びて、そしてこの50年間に垂直に近いカーブで伸びている。こうやってグラフにしてみると、地球上における人類の繁栄というのがものすごいものだということがわかります。いろんな説がありますが、こうなったのは、それ以前は食料がなくて食べていけなかった、ほかの動物でもそうですが、食べ物がなければ人類は繁栄できません。人間は、農業で食べ物を作るということで繁栄をしてきました。その作り方がまさに飛躍的に伸びたのが1950年です。窒素、リン酸、カリが肥料の主要な3要素だということは一般に知られています。植物が生長するためにもっとも必要な、アンモニア、これは窒素成分なのですが、それが工業的にできるようになったのです。それまでは、自然に堆積した鳥の糞を集めたり、有機物を長年寝かせたり、枯葉を溜めて堆肥を作り、窒素を作り出してきたということですが、工業的に窒素を固定化することができるようになったら、いつでもどこでも短時間のうちに窒素を投与することができるようになった。そのことが、それ以来、農業の生産性が上がり、食べていける世の中になって人口もうなぎ上り、まさに垂直に伸びてきたのです。そういう意味では、農業の近代化が人類の繁栄をもたらし、私達を幸せにしたと言ってもいいかもしれません。

そのたった60年、特に過去50年を詳細にみると、農業が始まって以来、本質的には変わらなかった農業の技術が化学肥料の登場でガラリと変化しました。第二次世界大戦後の食糧難時代に、この技術を推進すべく「農業基本法」ができて、農業の近代化、化学肥料、化学農薬を使って、今まで虫にやられて全滅した、肥料が足りなくて成長がよろしくなかった、こういうものが改善されて生産性が向上しました。これが分かる端的な例は1970年からの減反政策です。1960年に農業基本法が交付されて10年間で食糧難は解消されたのです。化学のあるいは工業的な力というのはすごいものだと思います。日本の最大の食糧は米で、米さえあれば人は食べていけたのですが、減反政策は、この米の生産を制限することになったのです。

そうすると農家は困ります。高度経済成長期に、生産を伸ばさなければ自分の収入が減少するので、当然のように、量ではなくて質を、いいものを作ろう、おいしいものを作ろう、

栄養価の高いものを作ろう、めずらしいものを作ろう、という動きになったのが1970年からの話と言っていいと思います。当時は高度経済成長で、サラリーマンの世帯の給料はどんどん上がってきました。この時期には、加工食品や冷凍食品などができて、欲しい時に欲しいものがいつでも食べられる、グルメ時代がやってきました。

こんなことで、生産者は、質の高い農産物を作るようになったのですが、高品質のものを作るために、化学をもっと利用する、ということで技術はますます向上してきましたが、同時に問題も出てきました。よく心配される話ですが、当時には許可されていた残留性の高い農薬の問題だとか、あるいは、その他の化学物質、石油製品のなどの環境中への漏出、その結果、環境が汚染されていくことなどが社会問題化しました。そこで、元々人間の命を育む農業というものなのに、その過程で、環境が壊れたのでは何にもならない、食べた物で具合が悪くなったのでは何にもならない、本末転倒ですね。ですから、農産物の品質を確保するという偏った産地間競争をやめて、農業の健全性の確保をしようということになりました。

農業が近代化する以前は、そもそも農業には何の問題もなかった。生産性が上がれば生産者も消費者も喜び、人類の繁栄につながったと思っていました。しかし、農業のやり方を間違えると環境汚染につながるということで、農業が原因の汚染というのが見えるようになってきたのです。それ以前の環境汚染というものは鉱工業が原因でした。しかも公害と言われていました。しかし、農業も工業化したために農業由来の環境汚染が明らかになってきました。だから、環境を守る農業をしようということになってきたのです。

工業化された農業は、工業製品を投与して農産物を作るため、自然な物質循環ではないですね。農業での物質循環を科学的に管理して循環型農業に戻そうという動きになってきました。具体的には、肥料を減らしましょう、農薬を減らしましょうということです。減らすこと自体が良いことという訳ではないのですが、農業管理の目標としては、過剰な投与をやめることによって、農業の持続的発展を考えようということで、この考え方が、現在の農業の中心的な課題になっているのです。

ところが、2000年になると、環境保全だけでは解決できない問題が起こってきました。経済も社会もグローバル化で、人も食品も世界中を自由に移動するようになりました。例えば、コンビニエンスストアで弁当を買って食べたことがないという人はほとんどいないと思うのですが、NHKテレビの特集で、あの弁当の原材料の圧倒的多数、75%ぐらいは輸入食品なのだそうです。

農産物流通の、これまでの国内供給では、小さな農家から農協に集めてひとつの単位にする。これでは足りないから、大手スーパーでは沢山の農協から集まった卸売市場から、しかも多数

の市場から仕入れて店頭の商品棚を作るということをしてきました。

ところが加工食品の原材料を海外で開発して輸入するということになると、広大なところで大量にいっぺんに作る。それを日本に持って来て、日本中の店舗で販売される多様な食品になっていくということです。これはすでに、これまでのものとはまったく異なるビジネスモデルですが、そうなると、生産、加工、流通、販売のつながりのどこか一箇所でも食品危害という不都合が起これると、それが日本中にばらまかれるリスクとなり、圧倒的多数の消費者を不安に陥れることになるのです。例えば、中国の瀋陽で作られた冷凍ギョウザから、メタミドホスという有機リン化合物の殺虫剤が検出されるという大事件が起きましたね。グローバルな経済、グローバルな食ビジネスは、消費者から食や農業の情報を遮断し、世界中のどこで、何が行われているか、知るよしもないのです。

こうなると、単に日本の農業の環境が良ければ良いということではなくなってきて、科学的にリスクを管理しなければならないということで、これからの農業は、環境を大事にするとともに、直接的に食品の安全性を確保しなければならない、という時代になってきたと言えます。

それで、GAPということがこの10年間強く言われているのですが、ヨーロッパでは20年前の1990年ごろにGAPの政策が始まり、2000年になるとGAPは義務化されています。

GAP以前は、農業で勝ち残るためには、農産物の品質を上げること、品質が良ければ他産地に勝てた、産地として生き残ることができたのです。ところが、今はそうではありません。圧倒的に価格差のある、10分の1で仕入れられるような海外の農産物が来た時には、農産物の品質がどれだけいいといっても、品質が10倍良いということはありません。圧倒的な価格差がある場合は品質での競争にならないのです。

それよりも、今求められるのは農産物の品質ではなく、農業の品質であると考えることが重要です。農産物のものとしての品質では、情報不足の消費者不安を解消することは困難です。安心を与えるのは情報で、そこで必要なのはすべての安全なのです。環境も安全、人も安全、農産物も安全、永続的にその地域で農業が行われている、農業の品質が非常に高い、ということが求められるようになって来ました。このことを意識して農家はGAPに励んでいく、というのがこれからの農の時代です。

それらの背景について少し説明しますと、例えば、地球の陸域で自然に出来る窒素が、年間

1億トンだそうです。ところが、化学肥料として工業的に作っている窒素が、世界で年に約1億トン以上です。ということは、放置しておく、地球が消化しきれないということになるかもしれません。窒素成分を農作物が吸収して、それを人間が食べて、さらに循環すればいいのですが、そもそも作物が必要とする栄養成分以上の窒素を投与すれば、それは土壤中に滞留することになります。畑の土壤中にあれば、硝酸態窒素として溶け出して地下水を汚染します。あるいは、雨が降って流れ出すと川に流れ出ます。水田の場合は、田面水が河川に直結していますから濁水となって大量の肥料成分が流出する可能性があります。その場合、窒素はリン酸とともに河川や湖沼に流れ出して富栄養化の最大の要因になります。そこではプランクトンが大発生し生態系が変化し、生物の多様性を減少させる環境汚染と言われているのです。

硝酸態窒素などによる地下水汚染で言うと、この地図の黒く塗られているところは、水道法の基準で飲用に適しません、という地下水が見つかった地域です。日本中の、いずれも農業の盛んな地域です。畑からの地下浸透ということですね。

もうひとつは、川に流れるものですが、私の住む茨城県、その茨城県の霞ヶ浦という湖は富栄養化がはなはだしい事で知られています。硝酸塩が主な原因ですが、そのうちの43.7%は農業によるものであるということが分かってきています。

農業による硝酸塩の地下水の汚染がどの程度なのか、次の図で地目別に見ると、畑のところでは6割近く、樹園地では5割近くが、水道水の水質基準を超えているということが分かります。水田はないんですね。水田は市街地や農村よりも少ない。なぜかという、窒素というのは、田んぼのような常に水のある場所ではアンモニアという形で存在しています。アンモニアは、土壤の細かい粒子とくっついています。そのために同じ窒素でも硝酸態窒素のように溶けだすことがありませんから、地下に浸透することが少ないのです。ところが、アンモニア態でいる窒素は、水田から泥水が流れ出すと、土壌粒子と一緒に川に流れて行くのです。

こういう問題が、現実に社会的な問題になってきたのです。長野県の安曇野という綺麗な町、北アルプスの東側の麓でとても風光明媚で水が自慢のところ。その綺麗な水を飲料水に使おうと思ったら、硝酸塩による地下水汚染の問題が出てきたのです。この市で、農家の皆さんに、肥料を減らすように、あるいは、家畜糞尿、ここでは豚や牛を飼っているのですが、そこで垂れ流しをしないようにという呼びかけをしたのです。

同じような問題は、早い時期から起こっていました。ニンジンの大産地、岐阜県の各務原市では、住宅団地の造成のため、1971年頃、地下水を水道水の水源にしようとしたところ、

1リットル当たり10ミリ以上あってはいけないというのが硝酸性窒素が、27.5ミリもあったということでした。基準値の3倍近い数値です。

調査によると、これまでは10アール当たり30キロぐらいの肥料を与えていたということでしたが、これを12キロに、三分の一近くに削減しても、ニンジンの収量は同じであることがわかったそうです。これまでは、たくさん作ろう、消費者に喜んでもらおう、良いものを作ろうと思って懸命に肥料を与えていた。しかし、そのうちの半分以上は、ニンジンが吸収していなかった。それでも、土壌中に存在して次の作付けに役立てばいいのです。だけど、その間に、ある時期、上が乾燥していて雨が降った時に溶脱ということが起こって地下水に入ってしまうものがある。だとすると、それを防がなければならない。そういう意味では、非常に高度な農業技術が必要になります。各務原市では、多くの人達が協力し合ってそれを始めたのです。10年以上経ったら、15ミリ程度になったそうです。基準値をオーバーしていた分の半分近くになってきたんですね。しかし、いったん環境というのは壊れてしまうと、それを元に戻すのは大変なことです。それでも、この件によって、農業が原因のものであることが分かり、それを元から断つ、そうすれば徐々にではあるが良くなることがわかった、という意味ではこの調査と実践は、非常に意味のあることだったと思います。

日本でのこれらの事実はローカルな問題として捉えられたただけですが、ヨーロッパでは、1900年代初めから社会の重要な課題とされ、例えば、イギリスの適正農業規範、GAP規範、GAPは適正で良い農業と言いましたが、そのGAPの「規範」を作成する直接のきっかけになっているのです。1990年代の規範が、今は第3版になっているのですが、その中に、「一つ一つの汚染事件は大したことが無いように見えるが、圃場は[拡散汚染源]である。」と書かれています。環境問題の本にはよく、「点汚染源と面汚染源」があると書かれています。農業で言えば、畜舎で飼われている家畜の糞尿は、その牧場をしっかりと管理すれば、その1点を押さえれば汚染問題は解決する。ところが、畑に10キロしかいらなのに20キロの肥料を撒いていて、それが長年のうちに地下水を汚染するとすれば、圃場は面汚染源、あるいは拡散汚染源であるということになります。

イギリスのGAP規範によれば、イングランドでは7割の排水が硝酸汚染、そのうちの6割は農業が原因なのだそうです。日本との違いは、国土に占める耕地の面積です。日本は12%ですが、イギリスでは71%が耕地です。そうすると、国土の圧倒的多くで汚染が進んでいるということになります。EU諸国では一般に国土面積の半分近くが耕地ということですから、特に危機感を持ったイギリスなどを中心に、ヨーロッパ諸国で、この問題に早くから対処した

ということが言えます。

対処の結果どうなったか。このグラフを見ていきますと、今年EUは28ヶ国になりましたけれど、この統計当時の27ヶ国のデータでは、1950年頃から70年頃まで化学肥料の使い方がどんどんどんどん増えています。1973年の食糧危機の頃からは窒素成分が特に多くなり、生産量も増え、EU諸国の多くは農産物の輸出国になっています。この過程で肥料の3要素のうち、窒素が突出して使用量が増え、これらによる水質汚染がEUあげての重要課題になってきたのだと思います。そこで1991年、EUは硝酸指令を出しました。平たく言えば、窒素まき過ぎ禁止令です。その結果、使用量は5年間で、窒素が25%、リン酸・カリは50%減ったのです。これでヨーロッパの生産性が下がったかということ、そのようなデータはないようです。

こういうことから、今までの農家がいいとか悪いとかではなくて、いかに食糧を安定的に作るかということの技術を、もう1回見直す必要があるということになってきました。

日本の場合には、耕地面積の半分以上が水田です。水田の場合には大量に使用される灌漑水が河川に直結しているわけですから、窒素やリン酸だけではなく、農薬などの化学物質や重金属類、こういったものが流出して、農業用排水、河川、湖、そして海へと汚染が広がる恐れがあるのです。

除草剤の流出実態の図にありますように、茨城県の霞ヶ浦に流れ込んでいる桜川を定点で調べてみると、やはり、農家はもったいないからと経済を考えて、使った農薬が流れ出ないように水田の畦は止めているはずなのですが、4月5月あたりは、その農薬が検出されるということが分かっています。大量ではありませんけど、明らかに検出されるということです。これを防ぐことは、今の技術では難しいんですね。例えば畔が1メートルあっても、水田に入れた水は隣の水田に浸みていきます。若干のものが出るのはやむを得ないと言わざるを得ない。しかし、大雨があって投与した資材が流れてしまったという場合はどうか。それは、雨が降る前にどう対策するかという、細かなリスク管理が求められるようになってきているのです。

それに加えて、私のところの茨城県で放射能汚染のホットスポットと言われる場所ができてね。この放射性汚染物質、やっかいなものです。まさか、こんなことで農業が被害を受けるとは思わなかった。農地が被害を受ける、農産物が被害を受ける、そうすると人間が被害を受ける。

放射能の危険性といったこのような情報は、いち早く正確に入手できなければ困ります。知らずにいると、真面目な農家が、結果として汚染されたものを出してしまう恐れがある。今現在はそんなことはありませんよ。細かい検査をしております。定期的に検査をしております。それから、食品だけではなく、土壌中の分析もしています。これは圧倒的に減って、リスクの危険性がないという範囲の中で行われています。ただ、例えばキノコのようなものは、時として出て来ることがある。これは農業ではなく、土で作るものではないというものです。原木ではなく、菌床で、部屋の中で作っているものは問題ないのですが。そういう正しい情報を知らずにいたら、自分が悪さをしているわけでもないのに、結果として世の中にリスクなものを送り出してしまふ。

このことを農家はどうか考えるべきか。リスク管理しなければいけないということですが、それは、リスク管理する、気をつけると言ってもどうにもなりません。それは、具体的には、危害要因、つまり、この場合は放射性汚染物質ということですが、セシウムということですが、こういったものがあるのかどうか、どの程度あるのか、人間にとってこれだけなら大丈夫ですよという基準は、今回、国が作りましたから、そういったもので判断します。

ただし、それは書いたものですから、じゃあ、我が家はどうかと考える必要がある。これは、我が家はどうか、うちはどうか、と見るのがリスク評価ということになります。知識がある、規範がある、かくあるべしと決められている、それに対して、私たち農業者はそのことを自分の農業に実践的に評価してみる、ということが必要です。

基本的に、あらゆることに対してこういう認識を持たなければならないような時代になった、ということでもあります。特に、消費者は農薬のことを心配していますが、農家からみれば、農薬の一番の被害者は我々農家だという思いがずっとありました。1960年代には、害虫や病気に効果的なさまざまな農薬が登場しました。しかし、薬剤によっては、人間に害になるものもあるということが分かってきて、DDTとか水銀剤とかBHCとか、245T除草剤とかですね、こういうものが禁止されました。1970年代年には、農薬の人に及ぼす影響が世界的にも強く指摘されて、日本でも1971年には法律を大改正し、近代農薬から現代農薬に変わったと言われていました。

農薬だけではありませんが、世界的にはこういったものが、残留性有機汚染物質として2001年にストックホルムで国際的にPOPsが定められ、多くの国が使用禁止を批准しています。いつまでも成分が残るものは管理しきれないからです。逆に言えば、現代農薬といわれる

ものは、分解が早いので管理しやすいのです。例えば、今、トマトとかアスパラを作っている人の多くは、ほとんどが収穫前日数が「前日」という農薬を使っています。収穫前日数が前日という薬剤は、1日経てば分解し、トマトやアスパラをそのまま食べても人体には全く問題がないというレベルの農薬ということです。このようなリスク管理されているのが現代農薬というものです。そういうものと、昔心配された近代農薬とは違うものだということも、私たちは知っておく必要があると思います。

ただ、現実には、それにもかかわらず近代農薬が出てくるのです。北海道で有機栽培をしていたカボチャ農家からヘプタクロルという昔の農薬が出てきました。これは1971年に禁止されて75年に失効されたものです。もう40年も前の話ですよ。それが、2006年の夏に検出されたのです。検出された産地のカボチャ2,000トンが回収処分されています。農協などが自主検査したら、全体の6.6%からヘプタクロルが検出されたと新聞に出ていました。40年前に禁止になって、それ以来使っていないし、その農薬は存在していないはずです。現在の若い生産者はそんな物の名前さえ知らないと言うぐらいです。

原因は、40年以上前に使った薬剤が畑の土壤中に残っていたからということです。現在のカボチャ畑で、その当時はビート、砂糖大根を作付けしていて、土壌消毒剤として使用していたのです。それは残留性有機汚染物質として指定されるほどですから、成分が分解しないで土壤中にそのまま残っているわけです。原発事故で問題になっている放射性汚染物質のセシウム37だって半減期があって、30何年経つと成分が半分になると言われていますが、さまざまな物質はそれぞれの特徴があって、それに応じた対応をしなければならないことが分かります。

それならば、我々農業者は、そのことも前提にして、自分の畑はどうなのかという、自らのリスク評価をしなければいけないということになります。そういうことが今問われている。リスクがあるかどうかを検査しなければいけない。そして、みんなは神経質になって対応しているということですね。東京都が2002年に調べたら、東京都の農場の約1割から、有機リン系の農薬残留が検出されたというデータもありますから、これは、しっかりと認識してやらなければならないということです。

制度的には、1971年の農薬取締法改正があって、2003年にも大きな改正が行われました。2003年の改正では、農家に対して非常に厳しいものになりました。それ以前は、農薬は、作る人、輸入する人、売る人、そういった関係者が不正やミスを犯すことを取り締まる法律だったと思うのですが、今は、農家や土地管理者の使い方についても非常に細かく規制し、

違反者への罰則が設けられました。その意味では、農薬取締法を守っていれば事件や事故は起こらないというレベルまで規範がはっきりしていると言っていいでしょう。

さらに、それでも、うっかり出てしまった時はどうするか。農薬取締法とはまったく別に、食品衛生法による規制があります。店頭に並ぶ農産物、つまり、販売される農産物から規定された残留基準値以上の農薬が検出されたら、それは売ってはならない。流通停止という処分がされるようになっています。リスク認識を持った農業者は、そういうことを意識した管理と、その検証としての残留農薬検査を行っています。店頭に並んでいるものは問題ないというのはそういう意味のことで、社会全体の中でリスクコントロールがされていると言っていいと思います。

海外の事例で見ると、アメリカではトマトからサルモネラが検出されました。日本でもサルモネラによる食中毒は出ています。主に卵と鶏肉から。大量のトマトから検出されたということで、多くの被害者が出て大変な問題になりましたが、アメリカの場合は日本とは違いますね。一つの巨大な農場で事故が起こると、それが全米中の大事件となる。そんなことで、アメリカのリスク管理の仕方は、政策的な点でも違います。

日本の農産物は、小さな農家から農協などに出荷された農産物が、ひとつの取引ロットとして構成されています。事故やミス単位はごく小さいので、生産者が原因である大規模な食中毒事件は起こっていません。病原微生物による食中毒事件は、農場を出てから、ほとんどは農産物の加工・流通段階のものが目立っています。そうはいても、一昨年は、ヨーロッパで50人も死ぬような腸管出血性大腸菌O-104による中毒事件が起こっています。原因究明は紆余曲折しましたが、ドイツ北部の都市のある農家で、ごみ捨て場に捨てられたモヤシの中からO-104が検出されたということで、モヤシが原因とされ、エジプトからの豆の輸入禁止という対策で決着しましたということです。

日本でもO-157による食中毒事件は比較的多く発生しています。昨年の白菜の浅漬けが原因の事故では8人も死亡する大きな事件となりました。病原菌は食品加工工場で増殖して多くの商品に付着したものと推定されましたが、O-157はもともと牛の腸管内にいて、糞便とともに排出されるものです。持続的な農業の推進では、化学肥料を減らし、牛糞堆肥などの家畜糞尿を材料とした堆肥で、良質の土壌を作りましょう、と推進されています。消費者段階でも有機志向があって堆肥が奨励されていますが、有機だから農産物に良い、ということはありません。有機だからこそ問題が起こるということもあるのです。

人間に対してはとても少ない菌数でも危害を与えることになるO-157ですが、そもそも大

腸菌ですから、一定の温度になれば死滅します。そのために家畜の糞尿を使った堆肥作りでは、数日間高温で発酵させて完熟堆肥にして使用します。大腸菌類を検出したかどうかではなく、一定の割合で存在するというリスク認識を持って、その対応として、理論上の死滅状態を作り出すこと、まさに科学的な知見に基づいた有機資材の利用を行っているのです。

日本の流通事情も変わってきました。これまでは卸売市場法が、生産者と消費者の間の公平な取引の仕組みとしてうまく動いていたのですが、現在は機能していません。「競り」の仕組みが、取引の公平性、透明性を保ってきたのですが、今は実施されていません。市場が競りを行わずに、第三者に販売しても良いというように、卸売市場法の大改正が行われたのです。すでにビジネス実態は先行していて、大手量販店や食品加工などの買い手側が巨大になっていることから、計画的な買い付けを行うために、産地を指定して代理店に直接買い付けさせる方法が主流になってきました。

このことで、食品の安全問題がどう変わったかということ、例えば、大手のチェーン・レストランなどでは、1年間の計画がはっきりしてしまっていて、いつ、どの店で、何が、どれだけ必要だ、ということが分かっていますから、それを明確に、何月何日何時何分に、この食材をこのセンターに入庫したいという要望が出されますから、産地側は、それに合わせた作付けをしなければならないのです。この時に、当然のことながら、レストラン、あるいは小売店は、適正な管理を要求してきます。品質はもちろん、食品の安全性を担保するように要求するようになってきているのです。

直接的な栽培契約では、管理システムを指定する高いレベルのマネージメントを求め、それに応える産地が沢山出てきています。生産者に対する要求事項として、GAPとGMPがあります。GAPは、グッド・アグリカルチュラル・プラクティス、GMPは、グッド・マニファクチュアリング・プラクティスです。適切な農業の実践と、適切な取扱いの実践ということです。野菜や果樹の農家にはGAPを、それを集荷して選果・選別・包装・出荷する農協にはGMPを要求するということです。

GAPとGMPがちゃんと出来ていれば、基本的に重大な問題が起こらないか、起こっても、早期の問題解決が可能になるなどのメリットがあります。サプライチェーンの最終の小売店から見れば、生産段階ではGAPを、農協から出た農産物をその後取り扱うすべての会社にはGMPを、そしてそれらをつなぐ運送会社にはGDP、グッド・ディストリビューション・プラクティスを要求しているのです。

小売の段階でも問題がないわけではありませんね。例えば、本日の売れ残りをバックヤードに置きっぱなしだった、冷蔵庫に入れなかった、などのうっかりミスがあってははいけませんし、陳列棚の衛生管理やそれらの記録管理などについても適切に管理されていなければなりません。これらのチェーンのどの段階においてもG P (グッド・プラクティス) 適正管理が、今世界の食品業界で求められるルールになっているのです。G F S I、グローバル・フード・セーフティ・イニシアチブという団体があるのですが、これは世界の食品小売の7割ぐらゐを占める企業が加盟してゐまして、このことが保障できる第三者の認証制度を指定して事実上の国際標準化を推進してゐます。小売である農産物の買手側から、厳しく生産側に要求してきてゐますので、これから流通制度に乗せて農産物を販売する農家は、今までやゐてゐない人はかなり大変かもしれませんが、頑張ってG A Pに取り組んでいくことが必要になると思われまゐす。

日本の農家がG A Pに取り組まなければならない理由は他にもあります。日本では毎年、農作業中に死ぬ人が400人もゐるのです。私は8月に、沖縄の宮古島で農業普及指導員のためのG A P実践研修会に行てきました。そのときの農場評価の実習で、私は、生産者に「作業中に危険を感じたことはありまゐせんか?」、「危険な道具や機械や場所はありまゐせんか?」と質問したのです。そうしたら、「私ではないが、1ヶ月前に隣の人が農作業で死んだ」、「トラクターのロータリーに巻き込まれて」、「奥さんが見ても判別できないほど体がバラバラになりました」、「操作は一人、補助者はいなかつた」と、あまりにも身近で恐ろしい体験を話してくれました。こんな小さな島で、普及指導員によれば、昨年も死亡事故があつたとのことでした。

同じようにG A Pの勉強会を長野県でやつた時でした。2日目の朝、受講者である営農指導員からトラブルで遅刻するという電話連絡があつたのです。理由は、彼の父親が朝早くから一人で稲の脱穀作業を始めたところ、稲束が詰まてしまい、取り除こうとした際に、自分の手が巻き込まれたということでした。重体で手は切断するしかないとのことでした。次の研修会の際には、関係者ではないのですが、りんご園の農薬防除作業に出かけた人がスピードスプレイヤーの走行操作を誤つて道路で転倒、下敷きとなつて死亡するという事故がありました。

このように、私がG A Pの指導で農業の現場に行てゐると、ほとんど、どこでも、例外なく、人身事故だらけなのです。G A Pは良い農業管理を目指すものですが、このような状態で良い農業と言えるだろうか、と思つたんです。

他の仕事と比べてみましよう。このグラフは、10万人当たり死亡事故件数の推移です。日本の全産業の平均値で、10万人当たり3人が亡くなつてゐる。これは10年前からずっと減つてきてゐます。ところが、農業では10万人当たり11.8人が亡くなつてゐるのです。し

かも、こちらはずっと増えている。

自分の身の危険を感じる、命が危ない、こういう状態で働いている人にとっては、消費者のために命を懸けて食品安全を守るのか、と極端な言い方になってしまうほどです。一般にも、コストをあまり厳しく管理されると、また、労働環境があまりにも苛酷だと、求められる良い仕事・管理はできなくなるといわれています。現状の日本の農作業環境から、そういうことが想像されます。

良い農業をするということの理由をまとめますと、これまではとにかく、消費者のために沢山作ろう、いいものを作ろうとやってきました。そのために農業技術を向上させてきました。農地の基盤整備や大型機械の導入、化学肥料や化学農薬の利用。それで、生産性が上がって食料増産、所得拡大などの目標がそれなりに達成されてきたのです。

ところが、そういった農業の近代化によるマイナスの面が目立つようになってしまいました。土壌の肥沃度が落ち、水質や大気汚染が進むという環境破壊が起こるようになってきたということです。そもそも、農業の目的は人の命を育むことですが、環境汚染は人間の危害になります。もうひとつ、BSEの問題、O-157、サルモネラ、その他の食中毒事件、こういったものが時々新聞紙上を賑わせるようになった。これまでにはなかった健康被害ですね。環境破壊と健康被害、これは全く農業が期待するものじゃないわけです。そんなつもりでやっているわけじゃないのです。ところが、その裏腹に、目的以外のところにそういう実態があるということですから、頑張りますとか、一生懸命やります、ではすまない農業の問題が起こってきているということなのですね。農薬が悪いというような風潮がありますが、農薬を使わなかったら今の農作物は出来ません。そういう消費者の農薬に対する心配に対して、正しい理解の下に、どうやって消費者の食への不安を解消していくのか、それも農業者の重要な課題だと言っていると思います。

それで、GAPの意味ということをちょっと振り返ってみたいと思いますが、形から振り返りますとね、長崎県も一生懸命、各農家に、農協などを通じてGAPを進めています。「農家の皆さんGAPをやってくださいよ」と言われたら、農家は「GAPって何だ？」と思うでしょう。いきなり聞かされた皆さんも同じですね。

指導者は、「GAPというのは良い農業のやり方ですよ」と言う。これはね、安易に言うと農家はカチントときますよ。悪い農業をやっている人は誰もいませんから。騙してでも儲けてや

ろうなんていう農家は誰もいません。だから、「え？良い農業をやれ？ということは何かい？私が悪い農業をしているとでも言うんですか？」こういう気持ちになるのは当たり前ですよね。それで、その時に指導者は、「いやいや、そうじゃなくて、流行ですから。」こう逃げちゃいけません。今、普及員、営農指導員は大変なんです。「そのとおり、あなた悪い」ということを、悪いというのはおかしいですけど、「これまでの生産性向上、いいものを作ろう、おいしいものを作ろう、頑張ろうというこれまでの農法では地球環境の汚染が進んじゃうんですよ。地球環境の汚染が進んだら、農業そのものが駄目になるじゃないですか。」ということを経営者に説得しなければならぬ。「じゃあ、具体的にどのやり方がまずいの？」ということで、「まずはそれを調べてみましょう、評価してみましょう」というのが、今のGAP推進で行われています。評価するしかないんですね。それは見ただけで分かるものじゃありません。そもそも見ることはできません。365日仕事をしている農家の、どこが問題なのかということは、ずーっとウォッチしなければいけませんね。ウォッチしたって分かりません。だって、化学物質だって、病原性微生物だって、放射能だって、目に見えないものばかりなんです。それをどうするかということになるとですね、きわめて論理的な考え方をとらないといけないうんですね。この検査の結果、問題点が見つかったら、そこを直していくということがGAPの目的であります。

GAP推進の背景について今お話ししましたが、GAPの意味をその言葉から見てみますと、GAPのというのは、農家がやっていることが適切であることです。GAPのPはプラクティス、つまり行為という意味ですからね。しかし、その行為が適切かどうかは、なかなか分かりにくいんですよ。皆さんが、消費者グループとして農場を訪問してみても、どれが良くてどれが悪いのか分からない。判断するためには「規範」というものが必要なんです。これは極めて理論的に検討された農業のあるべき姿、良い農業の根拠です。この根拠に基づいて、尺度としての「チェックリスト」を作って、そのチェックリストではかってみるのです。尺度を持ってはかる。こうしてはじめて、その農家の行いが適切であるかどうか分かるのです。

その時に、最も大事なことがあります。私共GAPの指導者が最も基本にしていることは、生産者にとってGAPの意味は何だ、ということを経営者に伝えることです。

実は、適正農業管理、いい農業の実践ということは、BAPによって決まるんです。BAPは、バッド・アグリカルチュラル・プラクティスという造語で不適切な農業行為ということです。そのBAPこそがGAPを決定する要素なのです。GAPという「農業のやり方」が本に書いてあるからこれをやりなさい、ということではないんです。そもそも、農家は、これまでも、今も、真っ当なことをやっているわけですから、これからの農業に必要なことだからとい

って、これも、あれもやらなければ、と押し付けられても困るのです。GAP推進の本質は、GAPという新たな行為を行うのではないということです。現実の農家が日ごろ行っている様々な行為の中には、よくよく見れば何かの問題がある場合が多いのです。これをBAPといいました。このようなBAP、悪いやり方があるとすれば、それを直せば、いいやり方になっちゃうわけでしょう。何か特別な良いやり方というものがあるって、これを導入するという話ではありません。問題があるから改善しなさいということです。悪いから正しくしなさいということです。これが、生産者にとっての最も大事なことです。そうすると、そのためには、どこが問題なのか、なぜ問題なのか、どうすればいいのか、これを明らかにすることがGAPの近道ということになります。

GAPの意味で大切なことがもうひとつあります。BAPを見つけてBAPをなくす、悪いのをなくせば良くなる、BAPを経由してGAPになる、という理屈は分かるけれど、じゃあ何が良くて何が悪いの？これはなかなか言えない部分です。あまりにも幅が広くて、Aというやり方、Bというやり方、Cというやり方、様々なやり方をやっているけれど、この人にとってはいいけれど、こっちにとっては悪いかもしれない。ものすごく有機的な考えの農業においては、ひとつの要素だけで良い悪い判断ができないことがたくさんあります。そこで私は、GAPの中の適正、グッドという意味を3つに絞り込みました。

1つは、法令や科学に基づいていること。法律違反はとりあえず悪いことですよね。科学的である。いやいや科学のことは分からないという農家が多いのですが、科学の学問の意味ではなく、合理的かどうかということです。理屈が合わないことをやっているのはダメ。理屈が合うことをやりましょう。これが、GAPのグッドのひとつの要件です。

2つ目は予防原則を採っていることです。法律と学問があればよい農業になるなら、学者が一番かもしれませんが、そうではありませんね。農業のすべてが規定されているわけではありませんしね。そうすると、経験的なことの中から、または、得た知識の中から、または農業とは全然関係ない情報から、これは問題だと思ったら、さらには、重大なあるいは不可逆的な損害の恐れ、つまり、取り返しのつかないことになるかも知れないと思うようなことがあったら、自分でリスク評価して、その対策を採るということです。

これは農業でもとても大切なことで、決められたことをやったからそれで良いというわけではないのです。あれこれやったことを書き連ねても全部は書ききれないんです。それよりも、「ヤバイ」と思ったら、その事や背景をしっかりと把握して、それに対する問題点を探し出して、問題解決の方法を考え出します。そして、問題が起こらないようにすること、これが農場管理

で重要なことです。これはなかなか大変なことですね。しかし、そうしないで事件や事故が起こってから、想定外でしたと言っても、農産物の流通停止になったり、罰金を払う羽目になったり、マーケットから相手にされなくなれば農業の持続性は無くなるのです。そういう意味では、予防原則ということが農家にとっては最も重要なGAPの要因になるかも知れません。

3番目に、汚染者負担の原則を取っていることです。法律の問題もそうですが、また、予防原則もそうですが、すべては汚染者が元を断たなければいけないんですね。川や湖が汚染したからそれを浄化しましょうと、別の水を、きれいな水を入れて汚染度合いが薄まったからといって、これでは解決になりませんね。そうではなくて、大切なことは大もとの原因を取り除くということです。これは、国際的なお約束になっていまして、環境汚染の発生源は優先して改善されるべきあり、それは汚染者負担の原則なんだということです。

私達は何をやっても自由です。ただし、人に迷惑をかけてはいけない、というのが今の社会の絶対的要件ですね。だから、もし、相手に危害を掛けてしまったら、そこから刑事責任や賠償責任が発生します。いずれにしても汚染者は負担しなければいけないのです。

ところが、今の法律では充分ではないことがあります。目に見える危害としては発現していないのですが、明らかにその原因が発生しているという場合のことを考えなければいけない。具体的な被害者がいなければ農業の行為に対して誰も文句は言わない。ところが、環境汚染が進行して、数10年後にはとんでもない被害を受けることになるとか、それが原因で、その場所で農業ができなくなるというようなことになった場合、将来に現れる被害者や農業を担う将来世代に対して責任が取れないという問題です。

これは、今汚染を、少しずつだけれども汚染物質を出してしまっているその人間が負担しない限り永久に解決がつかない、地球の破壊、人類の破滅に繋がる問題なのです。汚染者負担の原則を、農家はしっかりと考えていかなければならない。

現在の法体系は、訴えられて負けたら損害賠償すればいいということですが、そうではなくて、子供達、あるいは生まれていない人達は、私達を訴える力を持っていません。弱者あるいは未来人に対して責任を取れるか、これがGAPの三番目のグッドの要因ということになります。持続的な農業に努めなければならぬことの根拠です。

そういう基本的なものの考え方に基づいて、FAO、国連の食糧農業機関は、そのためにやるべきことをGAPプログラムとして定義しています。GAP実践の過程は、安全性と品質をしっかり守りなさいということですね。そうすれば利益が上がるということです。

それから、豊かな自然を守ることと更なる強化に努めること。更なる強化は、すでに汚染さ

れた状態を回復するだけでなく、生物多様性の助長など、積極的な環境保全に努めなければならないということです。そのために2つの採算性について述べています。地球循環の速度を超えない資源の開発と、農業者の生計が維持できる利益の確保です。

もうひとつは、文化的・社会的受容性に見合った農業を行うことです。今、私のところでは、ラオス政府からの要請でGAPの指導を行っています。ラオスは先進国のようないわゆる農業の近代化というものを経ていないので世界の農業のトレンドだといっても、現場でのGAP推進はそう簡単にはいきそうもありません。実は農業の問題でも、肥料の問題でも、あるいはプラスチックの問題でも、日本のような法律がないのです。日本の農業では大前提になる農薬取締法や肥料取締法などもないのです。そのような国でどうやって適正や不適正を伝えるのか、どうしたらGAPなのかというのを教えるのは非常に難しいんですね。

だから、そこでは、農業倫理という考え方で説明しています。その地域の文化的・社会的受容を尊重する考え方です。日本の現実の価値観を強調すれば押し付けになってしまいますね。ヨーロッパの企業がアフリカやアジア各地にGAP認証を押し付けて、発展途上国がWTOに提訴しているものもあります。だから、先進国が横暴になってはいけない。文化的・社会的受容に見合った農業というのはどうなのかということは、その地域で考えなければならないということです。

その結果、FAOはどう言っているかということ、GAPのプログラムを実行したということは、つまりGAPの実践は、持続的農業と地域振興に寄与するものでなければならない、と言っています。

これは、各農家がGAPに取り組むか取り組まないか、という問題ではないということです。GAPで農業経営の差別化などという問題では決してないのです。地域の一部の農家だけがGAPに取り組んでも、その地域全体の環境は守れません。

また、GAPの目的を食品安全だけだと思っている人が多いことも問題です。「GAPに取り組む食品の安全性確保に努めている。自分の農場はいつもきれいにしている。そのためにハウスに水を張って圃場に湛水し、余分な塩類は地下に浸透させて、その他のよけいなものは暗渠排水で流し出す。だから、我が家の農場はいつも清潔で安全なのです。」という農家がいたとすれば、それは大きな誤解です。余剰となった物質が農場の外に排出されれば、それはそのまま環境汚染という事態ですから。したがって、GAPは取り組むか、取り組みしないか、という問題ではなく、地域農業全体で取り組まなければならないことなのです。

そのためには、GAPをやったかやらないかということで問題にするのではなくて、何が問

題なのか、どのように問題なのか、なぜそういうことなのかということ、しっかりと理解しなければなりません。理解するために、我々はEUでも代表的なイギリスのGAP規範を翻訳して日本版を発行しました。同時に日本の法令や社会認識、気候風土や農業の実態に合わせた「日本GAP規範 Ver.1.0」を刊行しました。この日本GAP規範を参考に、よりかみくだいて地域の実情に合わせた実践的なGAP規範が、栃木県、富山県、福井県、長野県、新潟県、島根県で策定され、今年中に茨城県で完成されます。徐々にですが、日本中でそういう動きになってきております。

長崎県には、そもそも、人と環境にやさしい農業をやろうという思想があります。この考え方と対応策の具体例をより分かりやすく挿絵などをふんだんに使って実践ガイドのようなものにした本が、各県のGAP規範です。しかし、規範を作ればGAPが実現できるというものでもありません。基本的に農家はまじめに法令や規則を守ります。しかし、「赤信号みんなで渡れば怖くない。」というようなこともあって、野焼きしたり、堆肥が野積みになっていたりということも見かけます。こう悪い習慣というものは、その地域のみんなで合意し、さあ頑張ろう、と一斉に取り組むことにしなければ、なかなか改善ができ難いものです。地域活動にしていかなければならないのです。

それから、うっかりミスをなくすためには、メモを取るということが必要です。意味もなくやられるのではなく、その必要性を納得して、自分のためとしてしっかりとやる。そういうものの考え方が出来ると、何が問題なのかなということを見る目を養うことが出来ます。

環境に対しては、肥料・農薬・石油・放射性物質など。人に対しては、農業機械・農薬・作業環境などと、よく調べると、結構身近なところで多くの人たちが死んでいるのですからね。そういったことを見直していこう。

農産物に対しては、中毒細菌、農薬もそうですね。重金属など。こういったものが及ぼすかもしれない危険性を認識し、そのような危害を起こす要因となる物質があるのかどうかを見つけることが大切です。誰だって、危険性を感じたら、それなりの回避策をとるものです。

少し工夫を要するのは、それらの危害要因が、許容できる範囲なのかどうかと、これを判断することです。リスク要因が存在してはだめということではないのです。「すべての食品は毒である」とある学者が言っています。例えば、お塩がここに一升あるとして、私がこの一升を今日中に全部が摂取したら私は死んでしまうかもしれません。お塩がなかったら私達は生きられません。けども、それは量によって決まってくるわけですね。命の糧になるか、命の毒になるか。もともと毒と見られている化学農薬でも、絶対に摂取してはいけないということではなく、摂取してもまったく健康に問題がないという範囲が把握され、それよりも少ない量を残留農

薬の基準値としているのです。要は、許容範囲を把握して、守るということが、最も重要なことになるわけです。

農家としてのあるべき姿をこのように話しますと、農家はあまりにも何でも分かってなければいけない。農家はとてつもなく勉強しなければならないのではないかということになります。そういうわけではありません。農家にとって大切なことは、ピンとくるということです。リスクに気づくこと、自分の今を見直す姿勢を持っていること、場合によっては直観的な判断力も必要です。そのためには、今求められる農業とはどういうものなのか、なぜそうなのか、などについての考え方を自身の考え方として持っていることが必要です。

次の4つの表には、これは環境に対する悪い点、これは食品に対する悪い点、これは労働衛生上の悪い点などを書きました。農業で危害になる要因について、日本GAP規範から引用しました。そういったものを農家が自ら気づくこと、気づかない人はやりませんからね。だって、自分はGAPだと思っているのですから。自分が悪いことをしているなんて思って農業をやっている人は誰もいないですから。

日本のすべての、長崎県のすべての生産者は今までもGAPだったし、今もGAPなんです。間違いなく。ただ、科学はどんどん進歩してくる。それに従って法律も改正される。社会の要請、消費者の認識レベルも高くなれば、法律も変わってくる。そういう結果、例えば、去年までは何の問題もなかった、農家にとっては「グッド」な行為だと言われていたものが、今年からは法律改正で「バッド」な行為になってしまう。そういうことが沢山あるんです。不適切な行為になってしまうとすれば、常に敏感にその問題を認識して、リスク評価、つまり自分のところにどういう危険があるのかという直観力を持って、常に分析・判断して、BAPだったらGAPに直すという作業をしていくことが大切です。

GAPで求められる生産者というのは、自分の目で見て、自分の頭で考えて行動しています。言われたことをやるんじゃないですよ。もらった本で勉強するだけではないですよ。自分の目で見て、自分の頭で考えて、自分の言葉で表現すること。これは自分の行為ですから自分で実践するしかないので。気づきのない人は改善という行動に出ません。

GAPをやれといって農協が農家に強制する、これとこれをやりなさい、やったかどうかチェックする、というようなことをしたって、そのことを本当に必要と思ってない人はできない。だから指導する側も、農家は全部GAPなので、その人に対して、しっかりとした専門的な視点から、「こういう問題がありますよ」という指摘をすること、本人に気づいてもらうこと、ここがこれからの課題ですね。

農薬の取り扱いに関して、農家が守るべき基準を定める省令というのがあります。そこには4つのことが言われています。農作物への危害、人畜への危害を出さない。これは皆さん心配していることですね。そのためにどうするかということが、きっちりと決められています。土壌汚染による被害を出さない、水産動植物の被害を出さない、公共用水域の水質汚濁で人畜に被害を出さないということです。

つまり環境をしっかりしておかないと、ジワジワジワジワと人類の健康を害することになってくる。ですから、短絡的な対応策、例えば農薬だけを取り上げて、良い悪いと決め付ける話ではなくて、農業というものは、私達生きる人間の基盤であり、国の産業の基盤である。そういう農業というものをしっかりととらえて、消費者と一緒に考え、実践していかなければいけないと思います。

C S Aという言葉があります。今アメリカですごく流行っています。ヨーロッパも言われています。コンシューマー・サポータード・アグリカルチャー、C S A、コンシューマーは消費者です。Sはサポート、支援する。Aは農業です。消費者が農家を支えていかなければ、今申し上げましたように、非常に大きな、高度な技術や考え方、倫理観を求められている農家はもちません。それを支えていかなければ、農家が続かなくて、農業そのものが駄目になったら、そもそも消費者の安全、未来に向かっての安全・安心も全部途絶えてしまう。ということは、すべての国民が農業をよく理解して、農家を支えていくことが必要なのです。支えられた農家は頑張ります。そして、今まで以上にリスク管理をちゃんとしてくれるはずです。

消費者との情報共有、そして取引の連携がそれらを実現してくれる要因です。信頼関係があればこそ、生産者のリスク認識を研ぎ澄まし、どんな細かなことについても気づきを持たせ、生産者の基本的な倫理観に繋がるのだと思います。

私は、G A Pは農業倫理であると思っています。倫理は倫理学でいう心情倫理とそれから責任倫理という2つに分かれます。倫理というのは心の原点ですから、私は天地神明に誓って、全く自分の信じることを正しいと思ってこれをやります、そういうのを心情倫理というんですね。ところが、今はそうもいかないことがあります。農家はそのつもりで、真面目に、頑張ることは人生の道であると思って頑張っている人もいます。ところが、それでも、私達が使っている道具というのは様々であって、私達の予期しない問題が起こる。自分の責任じゃないとしても、それでも想定外のことであって、結果として問題が起これば責任を取らざるを得なく

なります。そのことに、あえて責任を取っていけるような農業倫理を育てなければならない。それは、責任倫理という範囲です。

大変なことです。消費者の具体的な支援のコンシューマーサポート、この消費者の支えが農家の力になります。私自身が農家レストランを運営し、食材を作り、食品にし、料理として消費者に直接出していくという過程の中で一番学んだことはそのことです。私のファンがいっぱいできた、このことが地域のファンになり、日本農業のファンになっていくということが大切なことだろうと思います。

いくつか、いろいろネタは用意してきましたけれども、時間がちょっとオーバーしてしまいましたので、私の話は以上で終了します。ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)